北朝鮮のミサイル発射と核実験に厳しく抗議する決議 (平成29年9月26日原案可決)

2017年9月15日午前6時57分(日本時間)ごろ、北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会からの強い自制要請にもかかわらず、通告もなく中距離弾道ミサイルを発射した。ミサイルは北海道上空を通過し、襟裳岬の東約2千キロの太平洋上に落下し、国民に大きな不安を与え、我が国の安全保障に深刻かつ重大な脅威を及ぼした。

北朝鮮は、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないよう義務づけた国連安保理決議に明らかに違反し、同月3日には6回目の核実験を強行するなど、これまでにない深刻かつ重大な脅威で、地域の平和と安全を著しく損なうものである。

北朝鮮の世界平和を無視した度重なる非人道的行為は、決して許されるものではなく、国際社会に対する重大な挑戦であり、断じて容認することはできない。

よって、篠山市議会は、北朝鮮の度重なるミサイルの発射と核実験の強行に対し、改めて断固抗議する。

加えて、政府においては、繰り返し行われる北朝鮮のこうした危険な行為に対し、国際社会と一層緊密な連携を図りながら、北朝鮮に対するさらなる厳格かつ効果的な追加制裁措置を速やかに講じるとともに、北朝鮮の挑発が自国の国益とならない行為であるため、国際社会との対話と協議による外交努力を強く求められたい。

以上、決議する。

2017年9月26日

篠山市議会